

**「教科書」による「民衆像」の形成に関する考察：
高校日本史と教育史のテキストの「学校打ちこわし」
記述をめぐって**

その他のタイトル	A Study over the Formation of the "The mass-image" on the School textbook : Over the Writings of the "School-destroying" on the textbook of "Japanese history" for high-school and "educational history" for higher education
著者	黒川 努
雑誌名	教育科学セミナー
巻	32
ページ	11-23
発行年	2001-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/00019408

「教科書」による「民衆像」の形成に関する考察

—高校日本史と教育史のテキストの「学校打ちこわし」記述をめぐって—

黒川 努

「学習する事柄を結び合わせるパターンを壊してしまうこと、それはすなわち質の破壊にほかなりません。」 G. ベイトソン『精神と自然』(1)

1 問題の所在

1-1 大学改革とカリキュラムの問題化

近年、大学教育における授業・講義の内容や方法の改善に関する著作が多くみられる。また、文部省に対する審議会答申のなかでも大学の授業における問題点を指摘し、改善が求められている。1998年の大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』には、「各大学においては、高等学校教育の動向や学生の実態を踏まえつつ、大学教育への円滑な移行を図るために、入学前に学生が学習しておくべき内容に関する積極的な情報提供に努め、高等学校の生徒の適切な学習選択を支援することが重要である。」(2)と後期中等教育から高等教育への円滑な移行の必要性が強調されている。1999年中央教育審議会答申『初等中等教育と高等教育との接続の改善について』では、「入学者選抜の問題だけではなく、カリキュラムや教育方法などを含め、全体の接続を考えていくこと」(3)が必要と明記されている。

こうした答申—改革における大学のカリキュラムのクローズアップは、いわゆる「学力低下」などの現状への処方箋としての意味だけでなく、90年代に進められた一連の大学政策における規制「緩和」=大綱化(4)との関連において解釈さ

れうる。高等教育は、欧米諸国では主として公的機関によって運営されているが、日本では戦後、私学が担う割合が(欧米に比べるなら)極端に増加していつている(5)。この事実は欧米において高等教育を知的労働力再生産機関として重視しているのに対し、日本の政策が公教育の市場性、つまり教育産業としての高等教育を重視していることと解釈できる。現在進む国立大学の独立行政法人化は、そうした「行政改革としての大学改革」、行政改革における官庁の経営合理化路線と並行する道をたどっているといえる。

つまり、大学の国公立、私立を問わない経営合理化=市場化が進行するなかで、カリキュラムの問題は単に従来の大学のあり方の見直しや修正として提示されたのではなく、高等教育におけるサービスの改善、つまりQC(クオリティ・コントロール)として位置付けられると解釈したほうが状況をクリアに把握できることだろう。こうした、カリキュラムにおける多様化—「自由化」路線が今後進行していくであろうことは政策等の動向が示しているが、それは「統制された自由」なのである。

そして、中等教育と高等教育における「接続」(知識の取扱い)の問題に関して、政策・行政による統制(大学改革、教科書検定)という問題とは別に、公教育そのものもつ情報媒介=メディア機能として問題にすることも必要であ

る。公教育は情報媒介の社会的システムとして一定の役割を常に果たしており、その媒介の形態について検討することは、政策意図とは別の次元における教育のイデオロギー装置としてのあり方を理解する一助になるからである。

1-2 教科書をめぐる論議への視点

高校と大学の「教科書」では、検定の有無、生徒の所持率、購買率などにおいて大きな違いが存在する。周知の通り、高等学校では生徒のほぼ全員が教科書を購入するが、大学では教科書の購入が強制されることはないばかりか、日本では大学教員が自著である教科書の購入を学生に強制することが大学生の弱みにつけこんだ「商売」であると批判される場合さえある。そういう意味で教科書の制度的な存在様式や「儀礼的な意味」(6)は、高校以下の初等中等教育と高等教育では大きく違う。

とはいえ、高等学校の検定教科書の記述が大学生の「基礎知識」のある一部分を占めていることはまちがいない。その「基礎知識」の記述を前提として見た場合に、大学教育の「教科書」は「検定教科書」の問題性をなんらかの形で批判しうる質を備えることが学問研究の場である「高等教育」においては要請されよう(7)。つまり、高等学校段階までに教えられる知識・情報の相対化や専門分野における位置づけ、という形での「接続」は、政府答申の勧告とは関係なく高等教育として必要なものである。

文部省の教科書検定に関しては、家永教科書裁判関連のものを始め、さまざまな著作が刊行されている。また、1980年代には歴史教科書検定をめぐる教科書論議が諸外国からの批判をふくめて大きな問題となったし、いわゆる「自虐史観」批判、「自由主義史観」や、それにもとづく教科書刊行の動きなども存在する(8)。こうした教科書と政治をめぐる論議や研究は、1.

教科書の検定という官僚制的権威、2. 教科書の学校教育における実際の効用、3. 教科書利用が国家のための利用であるという認識、という三つの側面が重視される傾向にあるという意味で、その視点に偏りがあることが指摘されている(9)。

また、ましこ ひでのり は、「『教科書問題』とは、生徒に〈注入〉されるべき科学にうらうちされた〈くだしい認識〉が実在するという素朴な大衆的幻想が『社会的事実』としてあるばかりでなく、議論をたたかわせている知識人自身がそれにとらわれているからこそ『問題』化する現象なのである。」(10)とよりラディカルな批判を展開している。「言論界」ではすでに問題にもならないような「日本」史観＝国家観が、「日本史」という教科書の存在様式およびその内容によって再生産されている状況を問題にしている。そうした教科書をめぐる状況の改善のころみとして、大学入試には検定という規制が存在しないのだから、そこにおいて大学(人)の「良識にてらして、エスニック・マイノリティ／地域／戦争責任／植民地支配といった、出題がなされれば、高校教師／予備校講師／高校生は、入学するための対策をはやばよときりかえる」という可能性を示唆している。

教科書批判は、公教育が公的サービスであるという意味で国家支配装置として存在するという、公教育批判—教科書がかりに「よいもの」になっても、それは国家の支配装置のなかで、その存在を正統化する機能をもつ—の水準で、なされなければならない。そうでないかぎり、教科書を論じるときに検定をめぐる「思想的綱引き」の水準を脱することはできないだろう。実は、こうした公教育批判の水準は、1970年代に伝習館裁判闘争において提示されている(11)し、岡村達雄も「教科書知をつみ重ねていけば、人間を解放する知恵と行動にたどりつく」ということは、むしろ例外であって、支配的イデオロギ

一の世界にかぎりなく囲まれていくのである。」と1984年に指摘している(12)。

1-3 対象

以上のような問題意識から、本稿においては特に明治初期農民一揆記述の問題を取り上げる。この問題は、後述するように高校日本史においては(内容の違いはあるものの)必ず取り上げられ、なおかつ、教育史において、〈学制の実施過程における民衆の抵抗＝学校打ち壊し〉として紹介されることが多いトピックとして、高校日本史と教育史の記述の「接続」状態をみることに適している。また、部落襲撃という問題をふくめて考えると、その「学習素材」としての意義は非常に深い。

明治初期農民一揆に関しては、近代史、教育史、部落史等の分野における多くの蓄積がある(13)。しかしそうした先行研究においても、農民一揆の評価に関しいくつかの視点は提示されているものの、上記関係諸分野間での評価をめぐる論議は進められていないように思える。そうした状況において本論で以下に示すような基本的誤解が生み出される情報疎外は、論議を専門家のみに閉じられたものにしかねないものである。

「一揆」は、近代的な文脈における、「階級闘争」として歴史的に位置付けられることが多い(白土三平の漫画などはその典型であろう)。しかし、そうした「階級闘争史観」は、「一揆」における人々の複雑な情念やその時代的な人間精神のあり方―利害観念、美意識＝差別意識―を平板な「革命思想」に誤読する危険性も孕むとはいえないだろうか。弱者こそが、より弱い者を抑圧するという差別構造の問題を歴史的に対象化するためには、部落襲撃を含む農民一揆を階級闘争の側面(弱者の強者への抵抗)のみにおいて取り上げるわけにはいかないといえよ

う。

具体的な問題は2つある。1つは、「教科書」の農民一揆記述において、その相互関連が理解できる記述がされているかどうか。高等学校と大学との「接続」において事実誤認にならないような配慮がみられるか、という問題。2つめは、農民一揆と部落襲撃の問題が関連付けて記述されているかどうか、という問題である。

教科書は、研究で得られた知見を教育の場面で二次的に利用するメディアである。高等学校の教科書には検定という規制の制度があるのに対し、大学の「教科書」にはそうした規制は一切ない。規制のない大学のテキストにおいて、その記述はどれだけ自由なものになっているだろうか。あるいは別の暗黙の「規制」＝「教科書イデオロギー」が、支配する領域なのだろうか。

2 明治初期農民一揆についての整理

まず、明治初期農民一揆についての基本的事実関係を整理しておきたい。

明治初期に起った農民一揆の代表的なものとして、1873年に北条県(現在の岡山県)で起ったいわゆる「血税一揆」(＝「徴兵令反対一揆」)、1876年に三重・愛知・岐阜・堺で起こった「伊勢暴動」(＝「地租改正反対一揆」)などがある。ただし、「徴兵令反対一揆」や「地租改正反対一揆」という名称は特定の一揆に固有の名称ではなく、徴兵令、地租改正公布後、その政策に反対する特定の一揆群を指した一般的な名称だという点である。

「学校打ち壊し」ないし「学制反対一揆」について、倉沢剛『学期制小学校政策の発足過程』(14)には「積極的な抵抗運動は各地の騒擾事件における小学校の焼払や、小学校廃止の要求となってあらわれた。」として、1873(明治6)年の北条県、鳥取県、福岡県、名東県(現在の香川

県)、や1876年の茨城県や、東海三県(三重・岐阜・愛知)の一揆が紹介されている。ここに挙げられた一揆のうち1873年に徴兵令との関連で起ったとされる一揆は「血税一揆」(あるいは高校日本史教科書においては「徴兵令反対一揆」と呼ばれ、1876年に地租改正との関連で起ったとされる一揆は「地租改正反対一揆」と呼ばれる。

つまり、「学校打ち壊し」とは「血税一揆」や「地租改正反対一揆」などの一揆のなかに含まれている現象なのであり、「学制反対一揆」という呼称で、特定の一揆を呼ぶことは不可能である。そして、明治初期農民一揆を「学校打ち壊し」という視点で整理するなら、『学校打ち壊し』は明治初期の多くの農民一揆における要素としてしばしばみられる」とまとめられる。そうした点で、農民一揆総体の関連が示されていない状態では、「学制反対一揆」という言葉自体がすでに誤解を生む可能性もっている。

上杉聰は『部落解放反対騒擾』(≡「解放令反対一揆」)は、『新政反対一揆』の一部であり、後者のうちで部落問題をふくむもの」と定義している(15)。「新政反対一揆」とは明治初期農民一揆とほぼ同じ内容を示す用語であり、つまり農民一揆の一部には被差別部落の解放に反対し直接行動によって部落を襲ったものがあつたということである。襲撃が激しかった(死傷者を含む)例として、1873年の北条県が挙げられるが、これはつまり「血税一揆」が部落襲撃を含む「解放令反対一揆」のひとつでもあるということである。(ただし、1876年の「伊勢暴動」などの「地租改正反対一揆」において学校打ち壊しはあつたが、部落襲撃は確認されていない。)(16)

明治初期農民一揆に関し、茂木陽一は近代史研究の立場から、北条県血税一揆(1873年)に限定して「地主・豪農層との間に矛盾・対立を深めていた貧農・半プロ層を主導勢力として、

同様に没落の危機にあつた農民諸層を動員して、県庁・豪農層によって形成されつつあつた新たな支配機構(大小区制のこと;引用者注)の解体をめざして闘われた。」と評価している(17)。また、教育史研究として石島庸男は同年の名東県血税一揆を中心に論じて「……維新政府の諸政策が、時には飛躍的なことはあれ、一人びとりの農民や『人民』に、また下層階層や階級的な要求に、真向から対置していたことに他ならない」(18)ことが一揆の原因であるとしている。森川輝紀の場合、「それら(1873年段階の諸一揆;引用者注)は復古と開化の結合的侵入による共同体的秩序破壊に対する抵抗の一環として『学制』に反対していた。したがってその要求は彼らが共同体的世界に復帰したとき、被差別部落民への差別を典型とする身分制秩序の温存を前提に『学制』を受容するという限界をもつものであつた。」と評価している(19)。こうした評価にはやはり「階級闘争史観」が前提としておかれていることが読み取れよう。

こうした知見を前提にすれば、以下の教科書にあるような「血税一揆」や「解放令反対一揆」などの表現が個別の一揆を指すのではなく、また、農民一揆がストライキのように一定のコンセンサスにもとづいた抗議行動というより、複数の要求や思惑が錯綜した複合的(complex)な「抗議」行動であつたことが見えてくるだろう。

ただ、農民一揆において部落襲撃を含む場合が(「血税一揆」をふくむ諸一揆において)多くあつた以上、それは、単なる民衆(=弱者)の政府(=強者)に対する抵抗とは位置付け難いといえよう(20)。そうした意味では今後の専門領域における成果が期待されるが、大学の教育学=教育史において、部落史とのつながりをもつという意味でもっと取り上げられてよい「教材」であるといえよう。定説が決着していない仮説的ないし論争的な問題を取り上げることが

現状においても充分許容されうるのが大学教育のメリットなのだから。

3 高等学校日本史教科書における「明治農民一揆」記述

今回調査した高等学校日本史検定教科書における明治初期農民一揆の記述内容は表1のよう

になっている。ただしこれは、「記述がある＝情報量が多い＝よい教科書」という評価をするための分析ではない。記述の有無にもとづく評価は、歴史教科書は「事実の羅列」でよいという意識を追認することになるからである(21)。問題はここでは、近代史研究や一揆研究、部落史研究などの成果が教科書の明治初期農民一揆記述に反映されているかどうかにある。

表1 高校日本史教科書の農民一揆記述内容対照表(22)

	徴兵令反対	地租改正反対	学校打ち壊し	解放令反対	農民一揆総体
①桐原 (A 5)	○	○	×	×	×
②山川 (A 5)	○	○	○	○	○* 1
③清水 (A 5)	○	○	○	○	×
④日本 (A 5)	○	○	×	×	×
⑤東京 (A 5)	○	○	×	×	×
⑥山川 (A 5)	○	○	△* 2	○	△* 2
⑦第一 (A 5)	○	○	×	○	×
⑧清水 (B 5)	○	○	○	×	×
⑨実教 (B 5)	○	○	○	×	×
⑩第一 (B 5)	○	○	○* 3	×	×
⑪東京 (B 5)	○	○	×	×	×
⑫桐原 (B 5)	○	○	×	×	×

注 * 1 欄外脚注の記述

* 2 「徴兵制度やあたらしい学制によって負担が増加するのをきらって一揆をおこし(血税一揆)」と記述

* 3 「打ち壊し」でなく「民衆の反抗」という表現

徴兵令反対(ないし血税)一揆と地租改正反対一揆に関しては全ての教科書に記載されている。それらの一揆のみが記載され、学校打ち壊しや解放令反対一揆の記載がないものとして桐原書店二種、東京書籍二種、日本書籍一種の三社、五種類ある。

桐原書店『高等学校 新日本史B 改訂版』(表1-①)では、以下のように記されている。

徴兵令によって、士族は軍事を独占してきた特権を失った。一方、貧しい農民にとって

兵役は大きな負担となったので、各地で一揆(血税一揆)がおこった。(欄外の注;徴兵告諭にあった血税の文字が誤解されたこともあって、西日本を中心に続発した。)(232頁)

この地租改正に対しては、地価算定をめぐって紛糾したこともあって、しきりに農民一揆がおこった。とくに1876(明治9)年には、茨城県下や三重県下で大規模な地租改正反対一揆がおこり、三重県下の一揆は愛知・岐阜などの県にもひろまった。(233頁) (23)

徴兵令反対一揆と地租改正反対一揆は個別の事例であり、この二つに含まれる要素である学校打ち壊しや部落襲撃を「一揆」として記述しないことは、消極的な意味で「学制反対一揆」「解放令反対一揆」が前記二者とは「別の一揆」だという誤解を生む可能性が少なくなるとはいえる。

前記二種の一揆の記述に加えて「学校打ち壊し」(ないし「民衆の反抗」)に言及があるのは、実教出版、清水書院、第一学習社の三社、三種類である。実教出版の『高校日本史B』(表1-⑨)には以下のように書かれている。

政府が1872(明治5)年に徴兵告諭を出す
と、民衆はおどろいた。「人である以上は心を
尽し国に報いなければならない、西洋人は
之を血税とよぶ、生血で国に報いるという意
味である」と告げていたからである。このな
かの「生血」が誤解を生んだばかりでなく、
翌年徴兵令が制定されると、納税のほかに負
担が増えることへの農民の反対も強く、各地
で血税一揆が起きた。(142頁)

政府は税負担の地域差をならし、しかも歳
入総額が江戸時代とかわらないことを目標に
全国の地価を算定したので、増税となった地
域もあり、農民の負担総額はかわらなかった。
1876年に地租改正反対一揆が三重県(伊勢暴
動)などでおこり、政府は翌年、地租を地価
の100分の2.5に減じた。それでも農民の減税
への期待は満たされず、地租軽減運動は自由
民権運動の大きな流れの一つになっていった。
(143頁)

……学制は全国画一の制度で各地方の実状に
あわない点もあり、設立費や授業料の負担も
大きかったので、農民の反対にあい、打ちこ
わしを受けた学校もあった。(144頁) (24)

こうした記述で学校打ち壊しが「血税一揆」
や「地租改正反対一揆」において行なわれた「一
揆の一面」であることを読み取ることは不可

能である。

第一学習社の『新日本史B』(表1-⑦)には
「解放令反対一揆」記述はあるが「学校打ち壊
し」記述はない。

西洋を模範にして兵制の統一と近代化をは
かるため、1873(明治6)年には徴兵令を公
布して、国民皆兵の原則を示し、20歳以上の
男子に兵役の義務を課した。新しい負担を強
いられたひとびとは西日本を中心に血税一揆
と称する反対運動をおこした。

[脚注; 血税一揆とは、1872年に太政官の
布告した徴兵告諭のなかに、生血をもって国
に報ずることを「血税」と称すると記された
ことに由来する。](208, 209頁)

一方、明治維新による「世直し」の期待が
裏切られた農民たちは、新政府への失望と憤
りを被差別部落のひとびとに向け、西日本各
地で「解放令」に反対する一揆をおこした。
(211頁)

地価の決定や収穫高の査定をめぐる地方
官と農民の対立がはげしくなった。農民が共
同利用していた入会地の減少や徴兵令の適用
など、農民の生活を圧迫する政策がすすめら
れたこともあって、農民のあいだから地租改
正反対一揆がおこった。(212頁) (25)

「四種類」の一揆に言及があるのは、清水書
院、山川出版二種の2社三種類であるが、清水
書院『詳解日本史B』(表1-③)には一揆の相
互の関連は示されていない。

1871(明治4)年には、散髪・廃刀、服装
の自由や諸身分間の結婚、職業・移転の自由
も認められたので、法制上ではいわゆる四民
平等の世となった。さらに同年、これまで賤
民とされてきたえた・非人の称が廃止され
(身分解放令)、平民とされた。しかし、実際
には、経済的・社会的に優遇された華族とは
対照的に、職業の選択や教育などについて経
済的な保障もなされず、解放令反対一揆さえ

もおこって差別は温存され、今日の部落問題となった。(233頁)

ところが、国民皆兵を原則としながら、数多くの免役規定があったために、徴兵逃れが流行し、軍隊の中心は貧農の二・三男となった。主要な働き手を奪われた農家は打撃を受け、西日本各地で徴兵令反対一揆がおきた。(234～235頁)

しかし、地価の算定や地租率が従来の貢租収入を減らさない方針で定められたため、農民の負担はあまり変わらなかった。また地主・小作関係は旧来の物納のまま、農民の入会地が官有地に編入されるなどの問題点も多かった。このため農民は各地で地租改正反対一揆をおこした。(236頁)

国民教育の向上をはかるため、政府は1871(明治4)年に文部省をおき、翌1872年、国民皆学をめざして学制を發布した。寺子屋や郷学に代えて全国に小学校を設け、義務教育制度を発足させた。しかし、「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん」と太政官布告に記された学制も、その財源を用意せず、民衆におしつけた形で出発したため、各地で学制反対一揆がおきた。(238頁)⁽²⁶⁾

山川出版『日本の歴史』(表1-②)の場合は、農民一揆総体の関連を読み取ることが可能な記述になっている。

……徴兵制度によって、新しい負担を負うことになった農民のあいだには、これに反対する一揆もおこった(血税一揆)。(240頁)

明治政府は四民平等のたてまえや外国への体裁、それに民間からの建議などもあって、1871(明治4)年8月、今後は、賤民の身分・職業とも平民と同様にとりあつかうという解放令を布告した。かねてこうした動向を察知していたこれらの人々は狂喜し、平民なみの取扱いを要求する動きがいろいろの地方でおこった。一方、西日本各地では解放に反対

する農民一揆もおこった。(241頁)

地租改正は数年間をかけて全国的におこなわれ、政府は安定した財源を確保することができた。しかし、歳入をへらさない方針だったので、地租の額はいぜんとして重く、そのため、地租改正反対一揆がしばしばおこり、1876(明治9)年の三重・東海大一揆のように隣接県にまたがり、数万の農民が加わったものもあった。(242頁)

しかし農村では、貴重な労働力である子供の通学に反対する声もあり、そのうえ、授業料や学校設立の負担が重かったので、小学校の廃止をもとめる農民一揆もおこった。(250頁)

政府は近代化に要する巨額の経費をまかなうために、農民から重い地租をとりたてた。農民はそのうえ、兵役の義務など新しい負担を負わされたり、伝統的な生活様式を強制的にかえさせられたりしたのでこれらに反対してしばしば一揆をおこした。(252頁)

明治初年の農民一揆には、地租改正反対・徴兵令反対・小学校廃止などの要求のほかに、廃藩置県による知藩事の罷免反対、伝染病予防措置反対などにみられるように、古い生活を守ろうとする要求もあった。(253頁、欄外脚注)⁽²⁷⁾

この欄外脚注の記述は、農民一揆において「地租改正反対・徴兵令反対・小学校廃止などの要求」がされていたということを示している。ただし、本文の記述には「血税一揆」や「地租改正反対一揆」と、「学校打ち壊し」や「解放令反対一揆」との関連は説明されていない。また、例えば北条県の「血税一揆」のなかで「解放令反対一揆」や「学校打ち壊し」と呼ばれる事象がみられることはこの脚注でも言及されていない。

受験参考書における記述も確認しておく。日本史を受験科目として選択する生徒の大多数が

利用する『日本史B用語集』⁽²⁸⁾における用語解説には以下のようにある。

血税一揆（騒動）；1873～74年、徴兵令に反抗して起きた農民の一揆。徴兵告諭文中の血税の語を取り上げて、いわゆる血税反対を叫んだことでこの名がある。（176頁）

（身分）解放令；1871年、えた・非人の称を廃し、身分・職業共に平民同様とするという太政官布告。賤称（民）廃止令ともいう。しかしその後も経済的・社会的差別はなくならず、「新平民」などの差別語が用いられ、解放令反対一揆さえも起った。（177頁）

地租改正反対一揆；高額地租や永小作の特権はく奪に反抗して起こった農民一揆。特に1876年茨城県真壁・那珂両郡での茨城大一揆や、ついで三重・愛知・岐阜・堺の4県にまたがる三重の大一揆が大規模。これらはそれぞれ真壁騒動（暴動）や伊勢暴動ともいう。大久保利通ら政府は翌年税率を2.5%に軽減。“竹槍でドンとつき出す二分五厘”といわれた。（179頁）

学制；1872年に公布された近代的学校制度を定めた法令。（中略）同時に「学事奨励に関する太政官布告」(被仰出書)を出し、国民皆学、教育の機会均等の原則と実学の理念など国民の開明化を明示した。しかし学制反対一揆も起った。（183頁）

これらの記述の問題は、一揆記述の寡多にあるのではなく、書かれた「事件」相互の事実関係が了解可能な記述であるかどうかで評価されるべきであろう。ただし、「解放令反対一揆」記載に関して、1982年の段階では、山川の『詳説日本史』にしかなかった⁽²⁹⁾ことと比べるなら、記載される教科書が増えていることは一定評価しうることではある。だが、山川『日本の歴史』を除いては、一揆をめぐる事実関係は記述されていない。また、基本的に「各種」の一揆がそれぞれひとつの歴史的項目として分断され、記

載箇所どうしの関連も明示されていない以上、これらの要素の関係を理解することは不可能である。そうした意味では逆に、直接の相互関連がない「血税一揆」及び「地租改正反対一揆」の記述にとどめることで「誤解」の発生は最小限に抑えられる。

以上をまとめると、高校日本史教科書や受験参考書における農民一揆記述は、同一の事件が同一であることが示されず、分断された知識の関連を知らないままに暗記するしかないように構成されている。検定教科書の保証する「客観的事実」は、文脈から切り離された個別の用語・事象を教科書が提示する「文脈」において整理し記憶するという思考様式を訓化するパターンを押し付けるものである。

4 教育史テキストにおける記述

大学で教育学や教職課程を履修する学生を対象にしたテキストでの学校打ちこわし（≒明治初期農民一揆）の記述を見ていきたい。

佛教大学通信教育部出版『日本教育史』では、以下のように記載されている。

小学校への就学率も、明治6年（1873）の就学率は二八パーセントであり、明治11年（1878）のそれは四一パーセントであった。それというのも、立身の道具としての教養の経費は個人が負担すべきものとされ、しかも、実生活から遊離した翻訳的内容が、地方の実情を顧慮せず、画一的に強制されたから、当初から反対の声が少なくなかったのであり、地方によっては過重な民費負担に苦しむ民衆が暴動を起こし、学校を破壊したり焼打ちしたりするという不祥事さえ勃発した。（389頁）⁽³⁰⁾

似たような記述として、柴田義松・斉藤利彦編著『近現代教育史』(学文社)がある。

こうした問題点は、当時の文部官吏自らが

「従来の寺子屋に比すれば方今の学校は人民の費用十倍の多きに及ぶべし」と述べ、また教育内容の面で「方今の学校……日用の便利は却て寺子屋に及ばざることあり」「小学の教則中迂遠にして実用ならざるものあり」(『文部省年報』)と認めるほどであった。こうした深刻な問題のため、民衆の不満は増大し、ついには全国の二十数県に及ぶ地域で、学校の打ち壊しや焼き討ちに至る事件が頻発していく。(31)

これらのテキストでは、「学校打ち壊し」のみが紹介され、農民一揆一般との相対的な関連は示されていない。こうした記述は、学校打ち壊しに言及があるもののうち、ほかに4種類(32)の合計6種にみられた。

こうした記述とは異なるものとして、寄田啓夫・山中芳和編著『日本教育史』(ミネルヴァ書房)では以下のように記されている。

政府が西欧列強の圧力のもとで急速な近代化を図るため次々と打ち出す諸施策に、旧支配層であった士族のみならず農民たちも一揆を起し明確な意思表示をした。1873年の「血税一揆」(徴兵令反対一揆)時には「小学校御廃止人別私塾勝手被仰付候事」(鳥取県)の要求、さらに76年「地租改正反対一揆」時には「学校賦課金ヲ廃シ官費ニ換ヒ」(茨城県)という要求を、他の諸要求と共に掲げて新政に反対したのであった。一揆時には、小学校校舎が数多く毀焼されるなどしたが、これは「学制」着手順序中にも掲げてあった「学校設置の際新築當繕は完全なものを期す」という文部省の方針を真っ向から批判したものといえよう。(33)

このテキストにおいては、「学校打ち壊し」が「明治初期農民一揆」のなかで起ったことがはっきりと示されている。しかし、(教育史の対象からは外れる問題かもしれないが)「血税一揆」において部落襲撃が行なわれたことへの言

及はなされていない。

これに対し、堀松武一・入江宏・森川輝紀著『日本教育史』(国土社)では、

(学制は；引用者注)学校設立の経費面における受益者負担の原則の一律施行、教育内容の民衆的生活現実からの遊離、強制的な通学による児童の労働時間の短縮等、理想と現実との格差があまりに大きかったために、その施行過程において民衆の不満と抵抗の壁につき当たった。それは早くも明治六年五月、北条県の小学校焼き打ち事件となってあらわれた。その原因は徴兵令に対する誤解に始まり、学校への資金出費拒否、正副戸長に対する反感など、すべて政府の新政策に対する不満から出たものであった。北条県の暴動はたちまち鳥取県に飛び火したが、この時の民衆の要求は外国人の通行禁止、徴兵令反対、小学校を廃して私塾を自由に開けるようにすること、太陽暦採用反対などであった。そのほか明治六年から九年にかけて騒擾は福岡県、名東県(四国)、茨城、三重、岐阜、愛知の諸県におこったが、これらの騒擾を通じて言えることは、その根本原因が政府のとった一連の新政策に対する反発—学制・徴兵令・地租改正令等に対する反対をはじめとして、「穢多非人」の改称反対、太陽暦採用反対など、いかにも前近代的な生活意識に根ざすものが多かった(34)。

として、農民一揆のなかに「解放令反対」という要素があったことが示されている。そうした意味においては情報が多く提示されている点で良心的なのかもしれない。しかし、一揆の「根本原因が政府のとった一連の新政策に対する反発—学制・徴兵令・地租改正令等に対する反対をはじめとして、『穢多非人』の改称反対、太陽暦採用反対など、いかにも前近代的な生活意識に根ざすもの」であるという評価は、当時の政府文書にみられる「頑民・愚民」観(35)を踏襲

した評価であることは批判されるべき点があると思われる。そして、この記述においても部落襲撃の事実についての言及はなされていない。これに類する記述のテキストは他に3種の計5種確認できたが、いずれも部落襲撃への言及がない点においては共通している。

教職課程に於いては、部落問題や人権問題の単位履修が必要であることから考えるなら、教育史(36)上の「学校打ち壊し」があった一揆に関し、部落襲撃があった事実も合わせて示すことは、人権の問題を「道徳の確認」としてではなく、複雑な人間のあり方の問題ないし自己の課題として考える素材として大きな意味をもつと考えられないだろうか。

5 結論、今後の課題

ましが批判するような学校教科書をめぐる論争＝左右の思想的綱引きは、今後も継続していくと思われる。そして、教科書を利用して子どもたちを「洗脳」しようとする動きに対しては、その「思想的偏向」を批判するのではなく、公教育批判の立場－教育の持つ権力性の認識－を前提にして批判する必要がある。

「学校の神話」の解体は、学校を解体しなくとも、学校の機能を相対化していく実践によって可能である。しかしわれわれは学校を利用した思想的宣伝を批判するときに、「学校の神話」である教育の「客観（＝権威）性」に依拠した論理（「この教科書は偏向している」）を用いる危険性をかかえている。その論理は「学校の神話」を承認し、更新しつづける（「教科書によい記述がされることで、教育は一部改善する」）ものとして批判されなければならない。そういう意味において、教育は自らの存在の正当性を媒介するメディアでもあるといえよう。

歴史の記述のみならず、学問－知識を提示する言説は批判に対して開かれたものであること

が要請される。テキストの記述も、選択された限定的な知識であることや、ある思想的あるいは方法的前提にもとづいた記述であることを提示しさえすれば、そこにおいて「客観性」が保証されるべき必然性は消失し、「学校の神話」解体の可能性が広がるだろう。

教育史や、あるいは近代史において学校打ち壊しの農民一揆全体の中での位置付けだけでなく、部落襲撃の問題もふくめて提示することは、大学における教科－専門間の境界を相対化するだけでなく、人権問題や人権関係の講義や講演になると「道徳」の思考モードで対応し「形式的規範」として処理する学生の思考様式を自己点検する契機としての可能性があるのではないだろうか。マルクス主義における階級闘争という概念そのものが無効になっているかどうかは、本論では論議できないが、歴史的な文脈を分断して「階級闘争」という概念で一揆を理解しようとする民衆像があまりに歴史的な構成員に欠けるものであることは、すくなくとも言えるだろう。

学校の教科書が学校教育の形式的な内容を規定するとすれば、大学入試は高等学校や予備校などの実質的な教育内容や教育実践を拘束する点で、そこにおける知識の取り扱いに内在するイデオロギーの分析が、今後の課題であると考えられる。つまり、学校制度のメディアとしての機能を、さまざまな局面において、公教育批判の水準において明らかにしていくことが今後の課題である。

注

- (1)ベイトソン、グレゴリー『精神と自然』思索社、1982年、8頁。
- (2)文部省大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』1998年10月、文部省ホームページ、答申等（URL<http://www.monbu.go.jp/singi/daigaku/00000303/>）第2章

- － 1 － (1) － 1) － iii)。
- (3)『初等中等教育と高等教育との接続の改善について』1999年、12月、文部省ホームページ、答申等、(URL <http://www.monbu.go.jp/singi/cyukyo/00000305/>) 第四章、第3節、(1)。
- (4)大学教員・職員にとっては周知のことであるが、私学に対する助成金による文部省の大学「自主改革」へのコントロールは、形式上「緩和」された規制の枠組みのなかで、文部省の改革方針を浸透させる装置としてより強力に機能している。
- (5)岡村達雄「独立行政法人化と大学支配の展開」『グローバル化のなかの大学－根源からの問い』変貌する大学V、社会評論社、2000年。
- (6)藤村正司「儀礼的消費メディアの仮説」(片岡徳雄編著『教科書の社会学的研究』福村出版、1987年、17。)
- (7)小谷汪之は「歴史学の自己疎外」(西川正雄、小谷汪之編著『現代歴史学入門』東京大学出版会、1987年所収)において、高校から大学に入ってくる学生たちの多くが「教科としての『歴史』というものを人類の過去における客観的・価値中立的な「事実」を知識として記憶する学科」と理解していることを指摘する。しかし、その原因を主として教科書検定などの公教育における「強制」にあるとする点では公教育批判の射程をとらえそこねている。
- (8)藤岡信勝、自由主義史観研究会著『教科書が教えない歴史』産経新聞ニュースサービス、1996年。西尾幹二、小林よしのり、藤岡信勝、高橋史朗著『歴史教科書との15年年戦争』PHP研究所、1997年。新しい歴史教科書をつくる会編『新しい教科書誕生！！』PHP研究所、2000年。など多数。
- (9)藤村、前掲。
- (10)ましこ ひでのり『イデオロギーとしての「日本」』三元社、1997年、221頁。
- (11)伝習館救援会編『伝習館・自立闘争宣言』三一書房、1971年。『伝習館裁判・原告最終準備書面』柳城通信臨時増刊、伝習館高校救援会、1977年。等参照。
- (12)教科書統制を撃つ会編『教科書の中の現代社会－高校で何が教えられているか－』柘植書房、1984年。
- (13)石島庸男「西讃農民蜂起と小学校毀焼事件」(鹿野政直・高木俊輔編『維新変革における在村的諸潮流』1973、三一書房)。森川輝紀「学制と民衆」(『近代天皇制と教育』梓出版社、1987年、第二章)。「伊勢暴動と小学校の毀焼」(三重県総合教育センター編『三重県教育史』第一巻、1980年)。堀浩太郎「岐阜県における小学校設立維持過程と伊勢暴動」(『日本の教育史学』講談社、第二三集1980年。)などがある。
- (14)倉沢剛『学制期小学校政策の発足過程』ジャパンライブラリービューロー、1963年。
- (15)上杉聰『明治維新と賤民廃止令』解放出版社、1990年、334～335頁。上杉は部落襲撃という事件の性格から「一揆」ではなく「騒擾」という表現が適切だと指摘している(284～285頁)が、本稿においては教科書記述の用語を用いることとした。
- (16)上杉、前掲書、278～282頁。
- (17)茂木陽一「明治六年北条県血税一揆の歴史的意義」(『日本史研究』238号、1982年)38頁。
- (18)石島、前掲論文、367頁。
- (19)森川、前掲書、60頁。
- (20)茂木は前掲論文において、北条県の血税一揆について一揆参加者の経済状態や襲撃対象などを詳細に検討し、一揆そのものは「幕末期以来激化していた農民層分解の進行の中で、没落の危機にあった中層農・旧村役人層によって農民層全体の新政に対する不満と恐怖を煽動する形で惹き起こされた県庁強訴を内容とする第一段階と、下層・貧農層の主導によ

る『戸長征伐』とでもいうべき第二段階」で構成されるとした。そのなかで、部落襲撃や学校打ち壊しは、部落が解放令の対象であったことや学校が学制によるものであったことから「新政の諸徴表」のひとつとして襲撃対象になった、と位置付けられている。しかし、「全ての被差別部落が襲撃対象とされていた」ことと、重傷者の全て及び死亡者の大部分が被差別部落民であることから考えるなら、それをもって「新政の徴表」という位置付けに終始している点には問題があると思われるが、それに関しては部落史研究等の立場からの評価を待ちたい。

(21) 君島和彦・坂井俊樹編著『朝鮮・韓国は日本の教科書にどう書かれているか』梨の木舎、1992年、16～20頁。

(22) 調査対象教科書は多くの高等学校普通科で採択される「日本史B」の教科書に限定した。

- ①『高等学校 新日本史B 改訂版』桐原書店、1997年。
- ②『日本の歴史』山川出版、1997年。
- ③『詳解日本史B』清水書院、1998年。
- ④『高校日本史B』日本書籍、1998年。
- ⑤『日本史B』東京書籍、1998年。
- ⑥『詳説 日本史B』山川出版、1997年。
- ⑦『新日本史B』第一学習社、1997年。
- ⑧『要解日本史B』清水書院、1997年。
- ⑨『高校日本史B』実教出版、1998年。
- ⑩『精選日本史B』第一学習社、1998年。
- ⑪『新選日本史B』東京書籍、1998年。
- ⑫『ワイド日本の歴史』桐原書店、1998年。

(23) 前掲、『高等学校 新日本史B 改訂版』桐原書店。

(24) 前掲、『高校日本史B』実教出版。

(25) 前掲、『新日本史B』第一学習社。

(26) 前掲、『詳解日本史B』清水書院。

(27) 前掲、『日本の歴史』山川出版。

(28) 全国歴史教育研究協議会編『日本史B用語集』山川出版、1995年。

(29) 上杉、前掲書、305頁。(教科書記載については上杉が大阪府立高等学校同和教育研究会『同和教育』1982年、の内容から紹介したものの。原書未確認のため孫引きとした)

(30) 竹内明「明治初期の教育改革」(『日本教育史』佛光大学通信教育部、1989年、第四章、第一節) 389頁。

(31) 齊藤利彦「近代学校制度の創設」(柴田義松・齊藤利彦編著『近現代教育史』学文社、2000年、第4章、2) 132頁。

(32) 石川松太郎他『日本教育史』玉川大学教職専門シリーズ、玉川大学出版部、1987年、116～117頁。田中克佳『教育史』川島書店、1987年、第2部第4章、225頁。松本賢治、鈴木博雄『原典近代教育史』福村出版、1970年、35～36頁。長田新『日本教育史』教育学テキスト講座、第三巻、お茶の水書房、1961年、175～176頁。

(33) 堀浩太郎「近代教育制度の成立」(寄田啓夫・山中芳和編著『日本教育史』教職専門シリーズ②、ミネルヴァ書房、1993年、第4章) 59頁。

(34) 堀松武一「明治前期の教育」(堀松武一・入江宏・森川輝紀著『日本教育史』国土社、1985年、第四章所収)、108～109頁。

(35) 石島、前掲論文、328頁。

(36) 安達五男は『部落史史料と人権教育 ―新しい同和教育の研究のために―』(清水書院、1991年)のなかで、「学校打ち壊し」にこう言及する。

これ(学制における学校費の住民負担；引用者注)は当時の国民の負担能力を越える過重な負担であり、生活の破壊にもつながるものであった。政府の近代化政策に民衆が不満を感じ、反対行動(学制反対一揆など)を展開しようとする理由がここにもあったといえよう。(333頁)

安達は学制の初期から学校の設置や校区設定

における差別である「部落学校」の問題を教育史における差別の問題として提起している（そうした提起はいくつかの大学テキストに反映されている）。しかし民衆が「反対行動(学制反対一揆など)を展開」した、というときに例えば北条県における一揆が部落襲撃を含んだものであることを意識したうえでの記述

なのであろうか？本人の認識はともかくとしてその記述においては「学校打ち壊し」がときに「部落襲撃」と同時に実行されていたことは読み取り得ない。あるいはこれも教育史において「学制反対一揆」という用語がひとり歩きしているひとつの証拠であるといえよう。